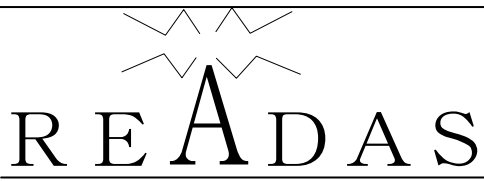


第 5002 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月12日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 接待飲食費と申告

Q：接待飲食費の50%相当額を損金にするには申告要件とかがあるのですか？

A：申告書に記載しなければなりません。

【解説】

接待飲食費の50%相当額が損金算入できる（中小法人については、接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額までの損金算入のいずれかを、事業年度ごとに選択できることとされています）ようになりましたが、損金算入するには、申告書等に添付する別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）において、損金算入額を記載し、申告等の手続きを行うことになります。

なお、法人が、接待飲食費とすべき金額の一部又は全部につき50%相当額の損金算入をしていなかった場合、つまり、接待飲食費に該当する費用の一部について、確定申告書に添付した別表15の接待飲食費の額に含めず、接待飲食費以外の交際費等として申告してしまった場合には、更正の請求の要件である「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」に該当することとなっていますので、接待飲食費の50%相当額を損金に算入する内容の申告書（更正の請求書）を提出するば、税金の還付又は繰越欠損金の増額が認められることになります。

